

●香川県選挙管理委員会告示第14号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第4項第2号の規定により不在者投票を行うことができる施設として指定した端岡厚生病院、医療法人社団祐和会井川病院及び医療法人社団三樹会丸亀第一病院について、平成19年3月16日その指定を取り消したので、平成19年香川県選挙管理委員会告示第13号（不在者投票を行うことができる施設として指定した施設）の一部を次のように改正する。

平成19年3月16日

香川県選挙管理委員会委員長 竹崎克彦

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
1 病院			1 病院		
名 称	所 在 地	指定年月日	名 称	所 在 地	指定年月日
略	略	略	略	略	略
高松市国民健康保険 香川病院	略	略	高松市国民健康保険 香川病院	略	略
医療法人和光会前田 病院	略	略	端岡厚生病院	高松市国分寺町新居 469	昭和31年4月 11日
略	略	略	医療法人和光会前田 病院	略	略
財団法人三宅医学研 究所 附属三宅リハビリテ ーション病院	略	略	略	略	略
香川県立丸亀病院	略	略	財団法人三宅医学研 究所 附属三宅リハビリテ ーション病院	略	略
医療法人仁寿会吉田 病院	略	略	医療法人社団祐和会 井川病院	高松市藤塚町1-11 -1	平成18年2月 23日
独立行政法人労働者 健康福祉機構 香川労災病院	略	略	香川県立丸亀病院	略	略
			医療法人仁寿会吉田 病院	略	略
			医療法人社団三樹会 丸亀第一病院	丸亀市通町91-3	昭和31年4月 11日
			独立行政法人労働者 健康福祉機構 香川労災病院	略	略

略 略 略

2~5 略

略 略 略

2~5 略